

目 次

序章 はじめに

1 公益通報って何？	1
2 公益通報者保護制度で何が変わる？——公益通報者保護 制度の必要性	3
(1) 消費者利益の擁護のために公益通報者保護制度は不可欠	3
(2) 公正な社会の実現のためにも公益通報は有用	4
3 公益通報者が受けてきた不利益	5
4 公益通報者保護法の問題点と見直しの必要性	7
〔表1〕 公益通報によって明らかとなった企業不祥事一覧表	8
〔表2〕 公益通報者保護法施行後に公益通報によって明らかと なった企業不祥事一覧表	11

第1章 公益通報者保護法とは

1 公益通報者保護法制定の背景	13
2 法律の解説	15
(1) 第1条（目的）	15
(A) 本法の目的	15
(B) 本法の射程範囲	16
(C) 他の法律による通報者保護規定	18
(2) 第2条第1項（定義〔公益通報〕）	18

(A) 本法の構成	19
(B) 本法による保護の枠組み	19
(C) 「労働者」とは	20
(D) 不正の目的でないこと——誠実性要件	21
(E) 通報対象事実の当事者	22
(F) 「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている」	23
(G) 「労務提供先」とは	23
〈図1〉 通報者の雇用形態による内部の公益通報先	24
(H) 行政機関への通報	25
(I) 行政機関以外のその他の通報先	25
(3) 第2条第2項（定義〔公益通報者〕）	26
(A) 公益通報者と労働者	26
(B) 役員の場合	27
(C) 取引業者	27
(4) 第2条第3項（定義〔通報対象事実〕）	28
(A) 通報対象事実	29
(B) 本法の適用対象とならない法令	30
(C) 間接罰を含む罰則で担保された法令違反行為	30
(D) 違法行為の事業関連性	32
(E) 「まさに生じようとしている」場合	32
(F) 行為時における犯罪性	32
〔表3〕 公益通報者保護法における保護の対象となる通報事実	32
(5) 第2条第4項（定義〔行政機関〕）	33
(A) 行政機関	33
(B) 誤った行政機関への通報	33
(6) 第3条柱書（解雇の無効）	34
(A) 解雇の無効	34

目 次

(B) 通報者の保護内容	34
(C) 通報先ごとの保護の要件	35
〈図2〉 通報先ごとの保護要件	36
(7) 第3条第1号〔事業者内部への通報と保護要件〕	37
(A) 事業者内部への通報の保護要件	37
(B) 労務提供先への通報	38
(C) あらかじめ定めた通報先	38
(D) 事業者内部への通報の様式	39
(8) 第3条第2号〔行政機関への通報の保護要件〕	40
(A) 処分または勧告等をする権限を有する行政機関	40
(B) 不正の目的でないことおよび真実相当性	41
(C) その他の保護要件	41
(D) その他の外部への通報との関連性	41
(E) 誤った行政機関への通報と教示義務	42
(F) 公益通報と告発	43
(9) 第3条第3号〔その他の外部への通報の保護要件〕	43
(A) 厳格な保護要件	44
(B) 真実相当性	44
(C) 外部への通報の保護要件	45
(D) 立証責任	49
(E) 事業者において違法行為を改善した後の通報	49
(F) 保護される外部通報先	49
(G) 通報対象事実の性質、通報の態様	50
(H) 法2条1項2号・3号の場合の労務提供先以外の事業者	50
(I) 「相談」と「通報」	51
(J) インターネットによる通報	52
(10) 第4条（労働者派遣契約の解除の無効）	52

(11) 第5条（不利益取扱いの禁止）	53
(A) 不利益取扱いの禁止の効果	53
(B) 現状維持の場合	55
(C) 退職者に対する保護	55
(12) 第6条（解釈規定）	55
(A) 本法による保護と一般法理による保護	55
(B) 国民生活審議会での議論	57
<図3> 公益通報者保護法による保護と一般法理による保護の 関係(1)	57
(C) 国会審議における議論	58
<図4> 公益通報者保護法による保護と一般法理による保護の 関係(2)	58
(13) 第7条（一般職の国家公務員等に対する取扱い）	59
(A) 公務員への適用	60
(B) 本法による通報と守秘義務との関係	60
(14) 第8条（他人の正当な利益等の尊重）	61
(A) 通報者の濫用防止努力義務	61
(B) 事業者の名誉・信用毀損	61
(C) 公益通報と守秘義務	62
(15) 第9条（是正措置等の通知）	62
(16) 第10条（行政機関がとるべき措置）	63
(A) 行政機関の訓示的責務	63
(B) 捜査機関への通報	65
(17) 第11条（教示）	65
(A) 通報先行政機関の教示	65
(B) 本法の適用のない行為についての通報の場合	66
(18) 附則等	66

目 次

(A) 施行日	67
(B) 施行後の通報に適用	67
(C) 今後の見直し	67
3 海外の制度等	68
(1) 海外の制度	68
(2) 英国公益情報開示法	70
(A) 通報の対象（43条B）	70
(B) 通報者	70
(C) 使用者（公務員の場合は大臣）への開示（43条C）	70
(D) 法律助言者への開示（43条D）	70
(E) 行政機関への開示（43条F）	70
(F) その他の場合の開示（43条G）	71
(G) 特に重大な問題の開示（43条H）	71
(H) 保護の内容	71
(I) 英国公益情報開示法の施行状況	72
(3) 韓国公益通報者保護法2011	72
(A) 何人にも開かれた通報制度	72
(B) 通報対象事実	72
(C) 通報の方式と通報先の義務	73
(D) 通報者への結果の通知義務	73

第2章 他の法令および一般法理による保護

1 他の法令や一般法理による保護の重要性	74
2 労働契約法14条ないし16条（権利濫用による出向命令、懲戒解雇の無効）による保護	75

(1) 解雇権濫用の法理と労働契約法14条ないし16条	75
(2) 公益通報事例への解雇権濫用の法理の具体的適用	76
(A) 基本的考え方	76
(B) 各判断要素ないし考慮要素	76
3 申告を理由とする解雇制限を定める諸法による保護	86
4 労働組合法による保護	87
5 懲戒処分の有効要件による保護	88
6 継続的契約	88
(1) はじめに	88
(2) 継続的契約の特徴	89
(A) 継続的契約とは	89
(B) 法令による制限	89
(C) 契約解消の妥当性において具体的に考慮される要素	90
(3) 公益通報を理由とする継続的契約の解消	91

第3章 保護の内容と救済方法

1 懲戒処分等の無効とその争い方	92
(1) 民事訴訟の提起、仮処分の申立て	92
(2) 労働委員会に対する救済申立て	92
(3) 労働審判委員会の労働審判制度	93
(4) 労働局の個別労働関係紛争解決制度	93
2 民事免責および刑事免責	94
(1) 名誉、信用毀損	94
(2) 個人情報漏洩	94
(3) 証拠収集と窃盗	95

3	守秘義務の解除	97
4	不利益取扱いを行った者に対する責任追及	97

第4章 公益通報Q&A

～公益通報者保護法の適用と一般法理による救済について～

Q 1	公益通報	98
Q 2	通報と相談	99
Q 3	通報対象事実(1) (指定法律に定める犯罪行為)	100
Q 4	通報対象事実(2) (間接罰規定違反の場合)	101
Q 5	通報対象事実(3) (業務上過失致傷等の場合)	103
Q 6	通報対象事実(4) (脱税等)	104
Q 7	労務提供先への通報(1) (下請事業者の場合)	105
Q 8	労務提供先への通報(2) (派遣労働者の場合)	106
Q 9	行政機関への通報の保護要件	107
Q 10	通報先となる行政機関	109
Q 11	刑法違反行為の通報先	110
Q 12	外部通報における適切な通報先	111
Q 13	外部通報の保護要件(1) (勤務先や行政機関に通報すると 不利益を受けるおそれがある場合)	112
Q 14	外部通報の保護要件(2) (勤務先に通報すると証拠隠滅の おそれがある場合)	113
Q 15	外部通報(1) (20日以上放置された場合)	114
Q 16	外部通報(2) (調査開始の連絡後放置された場合)	115
Q 17	外部通報(3) (行政機関への通報後の対応)	116
Q 18	退職者	118

Q19	刑事罰、損害賠償請求	119
-----	------------	-----

第5章 公益通報に関する重要判例

1	法施行前の判例	122
1	山陽新聞社事件	122
2	日本計算器峰山製作所懲戒解雇事件	124
3	日本食塩製造事件	127
4	高知放送事件	129
5	医療法人思誠会（富里病院）事件	131
6	東北福祉大学事件	133
7	三和銀行事件	136
8	宮崎信用金庫事件	138
9	杉本石油ガス退職金事件	141
10	いずみ市民生協事件	144
11	メルルリンチ・インベストメント・マネジャーズ事件	147
12	生駒市衛生社事件	149
13	日本医科大学事件	152
14	トナミ運輸事件	155
15	福山大学講師解雇事件	157
2	法施行後の判例	160
16	特別養護老人ホーム虐待事件	160
17	愛媛県警事件	163
18	松下プラズマディスプレイ事件	167
19	骨髓財団事件	169
20	神戸司法書士事務所事件	173

21	オリンパス不当配転事件	177
22	自治労共済事件	181

第6章 相談マニュアル

1	弁護士が相談を受ける場合	185
(1)	はじめに	185
(2)	公益通報の事前相談の場合	186
(A)	相談者から事情を聴取する際の心構え	186
(B)	事情を聴取した後の対応	189
	【書式1】 内容証明郵便(1)——顕名で会社に通報する場合	191
	【書式2】 内容証明郵便(2)——匿名で会社に通報する場合	193
(3)	通報によって何らかの不利益を受けている人からの相談の場合	195
(A)	相談者から事情を聴取する際の心構え	195
(B)	具体的な被害救済の方策	195
(C)	公益通報を理由に事業者の名誉、信用を侵害し、刑法の名誉毀損罪に該当するとして刑事責任を追及された場合	196
(D)	公益通報を理由に、事業者の名誉、信用を侵害したとして民法上の不法行為責任を追及された場合	196
2	市民団体等が相談を受ける場合	197

第7章 公益通報者保護法の見直し

1	公益通報者保護法の見直しについての規定・経緯等	198
2	専門調査会のとりまとめの内容	198

4	消費者委員会の意見	199
5	日本弁護士連合会の意見	199
6	日本弁護士連合会が実施した会員向けアンケート	202
7	見直しについての考え方	203

● 資料編 ●

〈資料①〉	第159回国会公益通報者保護法案に関する衆参両院内閣委員会 会議録（抄）	206
〈資料②〉	英国公益情報開示法（和訳・抜粋）	224
〈資料③〉	韓国公益通報保護法（和訳）	230
〈資料④〉	日本、英国、韓国公益通報者保護法の比較一覧	242
〈資料⑤〉	平成16年5月21日衆議院内閣委員会附帯決議	252
〈資料⑥〉	平成16年6月11日参議院内閣委員会附帯決議	253
〈資料⑦〉	公益通報者保護法（平成16年6月18日法律第122号）	254
〈資料⑧〉	公益通報者保護法の見直しに関する意見書	259
〈資料⑨〉	公益通報者保護制度に関する情報一覧表	277
あとがき		278